

伊勢原市母子自立相談員設置要綱

(趣旨)

第1条 母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）に対し、その生活の安定と向上のために母子家庭等の自立援助の相談相手となり、もって母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的として母子自立相談員（以下「相談員」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(相談員の設置)

第2条 前条の目的達成のため相談員を置く。

2 相談員は、私立の保育園の園長をもって充てる。

3 相談員の任期は、3年とする。ただし、年度の中途において委嘱された相談員の任期は、当該年度の末日までとする。

(相談員の業務)

第4条 相談員は、母子福祉担当主管課との連携を密にし、市で行う母子等福祉事業のうち、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 相談指導を要する母子家庭等の発見、面接、調査、連絡等に関する業務

(2) 母子・寡婦福祉資金の貸付及び生活費、教育費、医療費等経済上の問題に対する相談業務

(3) 就職、生業、住宅等生活上の問題に関する相談業務

(4) 社会福祉協議会、母子福祉会その他団体等が行う母子福祉推進運動への協力

(5) 行政、民生・児童委員など関係機関との連携

(6) 連絡調整会議の出席並びに情報交換及びケース検討に関する業務

(7) その他母子等福祉事業推進のため必要な事項

(相談員の報償)

第5条 相談員に対しては、年額45,000円の報償を支給するものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。